

豊島区景観計画の一部変更（原案）に係るパブリックコメントの実施結果について

- ・ 案 件 名 豊島区景観計画の一部変更（原案）について
- ・ 意見の受付期間 令和3年1月21日(木)から令和3年2月17日(水)まで
- ・ 資料の閲覧場所 都市計画課、行政情報コーナー、区民事務所（東部・西部）、図書館（6か所）、区民ひろば（26か所）、区ホームページ
- ・ 意見の提出者数 2名
- ・ 意見の受付方法 メール1通、郵送1通
- ・ 意見の件数 2通 6件

番号	意見等の概要	区の考え方
1	<p>いつも駅前を通るとき思うのですが、折角手入れされた立派なフクロウのオブジェがあるのに片隅に追いやられ存在感が薄く、知らない人も多いのが勿体ないと思っています。</p> <p>その可愛い緑のフクロウのオブジェを西口を出た目立つ場所にデンと据え、周りを可愛い小花で囲んだり目立つ様な存在感を与えたら、渋谷のハチ公の様に待ち合わせ場所として知られるようになり、池袋のイメージUPになるのではと思います。</p> <p>駅前に限られたスペースしか有りませんが、人の流れを考慮して西口を出た邪魔にならない目立つ場所にシンボルとして設置すれば、緑のない無機質な駅前が、池袋のシンボルのフクロウも知って貰え、大きな緑のオブジェが目立ち生き生きと活気ある駅前になるのではと思います。</p>	<p>ご指摘の通り、駅前の顔づくりは街の印象を大きく左右するもので、景観計画上も非常に重要と考えております。</p> <p>現在のフクロウのオブジェの位置については、地下道からの出口やエレベーター、タクシー乗り場、横断歩道などの機能との兼ね合いにより、移動させることは難しいかと存じます。</p> <p>ただ今後、西口の駅前が再開発等で大きく変わる際は、頂いたご意見も参考にしながら、池袋駅西口を印象付ける顔づくりに注力したいと考えております。</p>

2	<p>第7章「屋外広告物の表示等」に示されている「デジタルサイネージ」の簡単な定義づけを景観計画に記して頂きたい。例えば、図表 7-5 の欄外に「※ デジタルサイネージとは、通路の案内板や建築物の壁面等に設置または投影される映像装置を指す。」等の説明を記載して頂きたい。想定されるのは大型 LED ビジョンだけではなく、規模の小さな電子看板やプロジェクションマッピングサイネージ等も対象となる。</p>	<p>ご指摘の通り、ここで記載している「デジタルサイネージ」とは、壁面に設置される大型 LED ビジョンだけではなく、規模の小さな電子看板等の屋外広告物を含みます。対象をより明確にするため、以下の通り表現を改めます。一方でこの分野は多様化が進んでおり、今後様々な表示方法が出てくる可能性を鑑み、明確な定義づけをせず、柔軟に運用したいと考えております。</p> <p>【変更前】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタルサイネージを設置する場合は、建築物新築時に計画した低層部への設置を基本とし～以下略～ ・デジタルサイネージを設置する際は、夜間に輝度を落とすなど、周辺の～以下略～ <p>【変更後】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタルサイネージ等の輝度の高い屋外広告物を設置する場合は、建築物新築時に計画した低層部への設置を基本とし～以下略～ ・デジタルサイネージ等の輝度の高い屋外広告物を設置する際は、夜間に輝度を落とすなど、周辺の～以下略～
---	---	---

3	<p>屋外広告物の制約に関しては、「まちのにぎわい形成・防災等の情報発信・エリアマネジメントの実現に資するものとして公的な景観審議会等が協議・調整を行い、認められた場合は図表 7-5 の表示等の配慮事項（池袋駅西口周辺景観形成特別地区）によらないことができる。」等として運用の可能性を拡げて頂きたい。</p>	<p>屋外広告物に関する景観形成基準はいずれも「配慮する」や「控える」といった表現としており、ご意見でございます「まちのにぎわい形成・防災等の情報発信・エリアマネジメントの実現に資するもの」をはじめとする、一定の公益性等を有すると認められる屋外広告物について、その掲出を一律的に制限することは意図しておりません。</p>
4	<p>「屋外階段は裏側の見えない部分に配置するよう努め、やむを得ない場合は建築物全体と調和するよう修景する。」とされて、屋外階段が景観上悪い物と決めつけられているが、デザインの仕方によっては、まちのシンボルとなる可能性もある。他地区の事例を挙げると、再開発中の渋谷駅街区のハチ公広場に於いて、建築家の妹島和世氏がデザインした地上広場と 2 階、3 階の駅コンコース及び 4 階レベルの東西連絡デッキを結ぶ歩行者ネットワークとしての大階段は、新たな渋谷の顔、渋谷の中心となる存在になるのではと目されている。</p>	<p>ここでの「屋外階段」とは、法律上やむを得なく設置するような避難階段を想定しております。ご指摘頂いたように誤解を招く表現だったため、下記のように表現を改めます。</p> <p>【変更前】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外階段は裏側の見えない部分に配置するよう努め、やむを得ない場合は建築物全体と調和するよう修景する。 <p>【変更後】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>建築物に附帯する屋外階段等は、建築物本体との調和を図るとともに、周囲からの見え方に配慮した配置や外観とする。</u>

5	<p>原案の冊子 9 頁の歩行者空間の件で、「池袋駅西口駅前界限では、東西連絡通路及び地上部との連続性・一体性に配慮する・・・」とあるが、地下との連続性にも配慮すべきであり、「池袋駅西口駅前界限では、東西連絡通路及び地上地下部との連続性・一体性に配慮する・・・」と修正して頂きたい。</p>	<p>ここで記載した「東西連絡通路」は、池袋の東西をつなぐ地下道および将来建設される東西デッキを指しており、ご指摘の意図と同じ内容と認識しております。下記の通り、他の計画と表現の整合性を図り、より分かりやすい表現に修正致します。</p> <p>【変更前】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・池袋駅西口駅前界限では、東西連絡通路と駅前広場及び地上部との連続性～以下略～ <p>【変更後】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・池袋駅西口駅前界限では、<u>3つの地下道及び東西連絡通路（北デッキ、南デッキ）</u>と駅前広場及び地上部との連続性～以下略～
6	<p>池袋駅西口再開発検討区域は、まちの玄関口であり、歩行者中心のにぎわいの拠点に位置付けられているが、既存の周辺施設との調和や品格、秩序といった名目のもと、派手さを抑えた地味で落ち着いた街並みデザインへの誘導が強調され過ぎているように感じる。当該エリアのにぎわいの演出を阻害するような景観計画であってはならない。将来を期待させ、わくわくするようなまちづくりに繋がる計画策定を望む。</p>	<p>周辺への調和や品格、秩序といったものは、必ずしも地味で落ち着いた街並みへの誘導ということでは無いと考えております。またこれらは、にぎわいの演出と共存出来ると考えており、ご指摘の「にぎわいの演出を阻害する」といったことを意図しているものではございません。</p> <p>来年度作成する景観形成ガイドラインにて、イラスト等を用いて基準の内容を解説する際、その意図をご理解・イメージいただけるよう工夫したいと考えております。</p>